

モシ、モシ 消費生活 相談です



新成人と契約

「成人式」を迎えられるみなさまおめでとうございます。成人式を迎え大人になる。大人になれば、様々な権利や新たな責任が生まれます。

契約についても、**未成年者は社会的に未熟であるという理由で法的に保護され、親の同意がない契約は取り消すことができました。**しかし、成人になると契約をしたら、その契約に責任を持たなくてはなりません。また、一度契約をすると一方的に変更したり、やめたりすることは原則できません。契約のトラブルに巻き込まれる可能性も高くなるということです。

契約をするときは、本当に必要なのか、支払可能な金額か、よく考え、契約内容をよく理解してから慎重に契約しましょう。

近年、若者を狙った悪質商法の手口は巧妙かつ悪質化しており、若者の消費者被害は後を絶ちません。悪質業者は、契約について知識と経験が少ない新成人を狙っています。20歳になった途端、知らない人から電話があったり、ダイレクトメールが届いたりするようになります。要注意です。

帰宅途中に、「簡単なアンケートに答えて」

(キャッチセールス)とか、知らない異性から電話やメールで「景品が当たった、一度会いたい」「**アポイントメントセールス・デパート(商法)**」などと呼び出され、その結果は、近くの喫茶店や営業所に連れて行かれ、高額なエステや化粧品品の契約をさせられています。また、長時間執拗な勧誘を受け、高額なアクセサリーを契約させられたというケースもあります。

ほかにも、「簡単に儲かるビジネス」と友人や知人に誘われ販売組織に誘い込む**マルチ商法**に誘われた新成人もおられます。健康食品を買って入会し、友人を入会させると紹介料が入る、すぐにでも元が取れるからと、金融業者から借金して入会したものの、勧誘もうまくいかず、商品の在庫を抱え、ローンの返済で困っている方もおられます。

新成人に限らず、社会経験の少ない若者は狙われています。事例のように、見知らぬ人から声をかけられたり電話やメールで呼び出され、契約するつもりのない商品を押しつけられていると判断した時には、**キッパリと断ることが大切です。**くれぐれも、うまい話、甘い誘いには乗らないようにしてください。

しかし、事業者、営業マンの巧みなトーク、執拗な勧誘で、どうしても断り切れずに不要な商品を契約してしまったときには、契約書面を受け取った日から8日間以内(マルチ商法は20日間)であれば、**クーリング・オフ(申込みの撤回若しくは契約の解除)**が可能です。

クーリング・オフ期間が過ぎた場合でも、解約、取り消しができる場合があります。

消費者トラブルにあった(だまされた、失敗した)と思ったら、一人で悩まず、あきらめず、**消費生活相談窓口(産業振興課水産林務商工グループ ☎212455)**に相談してください。

水道・水洗トイレ・ガス湯沸器などの凍結にご注意を

いよいよ厳冬期に入りますが、ついとうっかり水道などを凍らせてしまうお宅が増える季節です。

凍結防止のため、これからは外出やおやすみ前には、水抜きをする習慣をつけるようにしましょう。

凍結防止対策は

■水道

じゃ口を開いて水抜栓で水落としをする。

■水洗トイレ

長期不在にするときは、貯水タンクなどの水を落とし、便器に不凍液を入れてください。

■ガス湯沸器・ガス風呂釜(シャワー付き)

水道の水抜栓で水落としをし、ガス器具の水抜栓・水栓ハンドルを開いて水を抜く。

＝年末年始中に凍結した場合は、次のところへ連絡してください＝

- 1月1日(日) ㈱ 佐々木配管 ☎2-3142
- 1月2日(月) 黒 沢 設 備 ☎2-4824
- 1月3日(火) ㈱光設備サービス ☎2-3937
- 1月4日(水) ㈹新開配管工業 ☎2-3252
- 1月5日(木) 川 瀬 配 管 ☎2-4890

上記期間以外は下記へ

指定給水装置工事事業者

- ㈱ 佐々木配管
- 川 瀬 配 管
- ㈹ 新開配管工業
- 黒 沢 設 備
- ㈱ 光設備サービス

※ 1月6日(金)からは通常の業務体制になります



お問い合わせ先

水道ガス課 (☎2-2862)